

# 法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (5)

——法科大学院教育における ICT (情報通信技術) の活用に関する  
検討結果について——

土 田 伸 也\*

## I はじめに

ICT を活用した授業は法科大学院が設置された初期の頃から若干の法科大学院において実践されていたが、当該授業が設置基準等、法令との関係で、どのように位置づけられるのか、必ずしも明瞭ではなかった。そこで文部科学省は平成 28 年 6 月に「法科大学院教育における ICT (情報通信技術) の活用に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)を立ち上げ、法科大学院教育における ICT の活用について議論することにした。この協力者会議は、平成 29 年 3 月まで合計 6 回、開催された。その成果は「法科大学院における ICT (情報通信技術) を活用した教育の在り方に関する検討結果」(以下「検討結果」という。)としてまとめられ、平成 29 年 3 月 30 日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会にて公にされた<sup>1)</sup>。

中央大学法科大学院では、この検討結果を

素材にして平成 29 年 5 月 17 日に FD 研究会集を実施した。同集会では協力者会議のメンバーでもあった筆者が報告を担当し、質疑応答を行った。そこで、本稿ではその報告内容の一部を紹介することにする(なお、本稿における見解は筆者の個人的見解であることをお断りしておく)。

## II 協力者会議による検討結果の内容

協力者会議による検討結果は、ICT を活用した授業の類型としてサテライト方式、モバイル方式、オンデマンド方式の 3 つを想定して<sup>2)</sup>、法科大学院教育における ICT を活用した授業が果たしてまたどのような条件の下で許されるかについて検討している。各方式には、それぞれメリット、デメリットがあるが、検討結果は、それらを踏まえて各方式の可否につき、以下のとおり、指摘している。

\* 中央大学法科大学院教授・ICT 委員会委員長

## 1. サテライト方式

・サテライト方式による授業を実施する場合、大学内の施設で授業を履修させることから、教室等を利用した学生相互の交流・議論の促進が期待できるほか、大学の自習室・図書館等を利用した自学自習の環境も整備されており、面接授業に相当する教育効果を創出することができる。(検討結果9頁)

検討結果は、サテライト方式が同時かつ双方向でやりとりすることが可能である旨、指摘したうえで、上記のように面接授業に相当する教育効果を創出できるとははっきりと指摘している。加えて、検討結果の中では、後述のモバイル方式と異なり、授業回数の制限に関する指摘もない。このことから、サテライト方式の場合、授業実施にあたり配慮すべき事項はあるにせよ、サテライト方式の授業であることを理由に授業の実施それ自体が禁止されることはなく、その意味でサテライト方式の授業は正規の授業(=単位付与の対象となる授業)として全面的に許容されると考えられていることが看取できる。

## 2. モバイル方式

・有職社会人が出張先等から講義に参加

するような場合には、学生側の事情によって良好な通信環境が維持できず、受講に支障を生じる場合が一定程度予想される場所である。

・そのため、科学技術の発展や社会環境の整備等により、このような通信環境にかかる課題が解決できるようになるまで、当面は、授業科目当たりの利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用することが必要である。(検討結果10頁)

検討結果によれば、モバイル方式は、サテライト方式と異なり、技術的な問題への配慮から、全面的に許容されることになっておらず、一定の授業回数に限定してのみ認められる。問題となるのは、その回数であるが、検討結果では、何回程度であればモバイル方式の授業が許容されるのか、その具体的な授業回数は明らかにされていない。この問題については、筑波大学法科大学院が標準的な授業である2単位科目(通常は90分授業が15回)の場合に5回までをモバイル方式で受講することを許容している点が参考になるものと思われる<sup>3)</sup>。

## 3. オンデマンド方式

……そもそも法科大学院においては、同時かつ双方向・多方向のやり取りによる

授業を通じて、知識を深めつつ、法曹として必要となる法的思考力等を育成することが重視されている。録画された授業を配信することは、授業の復習に活用することができ、学生の学修環境を整備することに寄与するため、授業時間外における学修ツールとしては推奨されるべきであるが、法科大学院の授業において、同時性・双方向性を欠く本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくないと考えられる。(検討結果 11 頁)

検討結果によれば、オンデマンド方式は学修ツールとしては一定の意義が認められるものの、法科大学院の正規の授業としては原則として許容されない。ただし、例外的に、「法科大学院側の責に帰すべき事由によって、通信が不良となり、授業の実施に支障が生じた場合においては、オンデマンド方式による受講をもって出席に代えることも考えられる」(検討結果 11 頁脚注 3) とされている。

### Ⅲ 協力者会議による検討結果に対する評価

#### 1. 積極的な評価

協力者会議による検討結果は、従来、必ずしも明らかでなかった法科大学院教育における ICT を活用した授業の可否を、授業実施時の配慮事項とともに明らかにした点で高く

評価されるべきである。特に、ICT を活用した授業が果たしてまたどのような条件の下で許されるのか、不明であるが故に、ICT を活用した授業の導入に躊躇していた法科大学院にとって、ICT を活用した授業の可否およびその配慮事項が明らかにされたことの意義は大きい。今後、各法科大学院は協力者会議の検討結果を踏まえて実施体制を整えていくことが予想され、これにより社会人や地方在住者の学修環境が従来と比較して一定程度改善されることが見込まれる。

#### 2. 消極的な評価

他方で、今回の協力者会議による検討結果がモバイル方式およびオンデマンド方式について、正規の授業としては部分的にしか許容しなかった点あるいは全面的に許容しなかった点に関して、消極的な評価がありうる。以下、モバイル方式およびオンデマンド方式につき、それぞれ詳述する。

まずモバイル方式であるが、検討結果では、モバイル方式を回数限定で許容することにした理由を通信環境に課題があるためとしている。確かに、協力者会議が議論の前提にした中央大学法科大学院による平成 27 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業の調査研究や、筑波大学法科大学院の事例では、モバイル方式で一定の技術的な問題が発生したことが報告されている。しかし、モバイル方式にも様々なやり方がある、この 2 つの法科大学院の報告事例は何通りも考えられる

モバイル方式のうちのいくつかの方式で問題が発生したということを示しているに過ぎない。したがって、報告事例で採用された方法以外の方法でモバイル方式の授業を実施することで技術的に問題なく、法科大学院の授業を実施できる可能性があることを否定できない。また、今回の協力者会議には技術系のメンバーは一人もいないし、技術系の専門家を会議に呼んでヒアリング調査を行ったということもなかった。そのため、モバイル方式につき、回数制限をかけてまで抑制的に取り扱わなければならない技術上の問題が本当に存するのか、また、仮に技術上の問題があるとしても、現時点で、その問題を克服することが一般に不可能といえるほどの問題なのか、十分な議論が必ずしも尽くされていないように思われる。恐らく、一般社会においてモバイル方式で実際に様々なやり取りが行われている現状に鑑みると、法科大学院教育においてもモバイル方式の授業をサテライト方式と同様に実施することは、やり方次第で、現状でも可能であるように思われる。このような認識に立つならば、各法科大学院の努力と工夫によって技術面の問題をクリアーすることを前提に、モバイル方式も、授業回数の制限をすることなく、許容してよいのではないかと思われる。

次に、検討結果ではオンデマンド方式は正規の授業としては原則として許容されないことになっているが、この点についても疑問がないわけではない。検討結果は、法科大学院教育における双方向性・多方向性を厳格に求

め、そのような要素を欠くオンデマンド方式は法科大学院の正規の授業としては認められないとの結論に至っているが、既に先行の調査研究で明らかとなっており、オンデマンド方式にも一定の意義が認められている。そうであれば、一定の授業回数に限定するという条件付きでオンデマンド方式を許容することがあってもよいように思われる<sup>4)</sup>。加えて、実際の通常授業の中でも50人規模の授業では、毎回、受講者全員に発言の機会があるわけではない。受講生によっては、授業に参加していても、教員と他の学生あるいは他の学生同士のやりとりを聞いているだけで授業時間が終わってしまうということもあろう。このようなことを想起すると、一定回数のみオンデマンド方式の授業とし、その他を通常授業あるいはサテライト方式の授業で実施するというやり方は、実質的にみて、すべての授業回を実際に授業教室で受講する通常授業と大差ないという評価がありうる。

### 3. 小 括

以上のように、ICTを活用した授業の可否という点に限定して協力者会議による検討結果を改めて検討すると、特にモバイル方式およびオンデマンド方式につき、消極的な評価がありうることを指摘できないわけではない。ただ、議論のスケジュール等諸般の事情を考慮すると、やむを得ない部分もあったように思われる。なお、モバイル方式については、検討結果の中で今後の科学技術の発展や

社会環境の整備等に配慮し、将来的に全面的に許容されることに含みもたされていることから、今後の展開に期待したい。

#### IV おわりに

本稿で取り上げた協力者会議による検討結果は、今後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会にて審議されることになるが、大きな修正はないものと推測される。恐らく 2017 年秋頃までには同委員会において協力者会議による検討結果が了承され、これを踏まえて各法科大学院が次年度の授業の実施に向け、体制を整えることになるものと思われる。

中央大学法科大学院では、既に 2017 年度から 4 つの科目について ICT を活用した授業が正式に実施されているが<sup>5)</sup>、上記のような国の動向を踏まえて、授業実施の内規等を整備するなど、授業の実施体制を改めて整備する必要がある。

#### 注

- 1) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/\\_icsFiles/afiedfile/2017/05/09/1384129\\_08\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_icsFiles/afiedfile/2017/05/09/1384129_08_2_1.pdf)
- 2) サテライト方式、モバイル方式、オンデマンド方式の特徴等については、土田伸也・大石和彦「法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組 (4) — ICT を活用した授業に関する FD 研究集会の開催」中央ロー・ジャーナル 14 巻 1 号 (2017) 166 頁以下。
- 3) 筑波大学法科大学院の取組については、前掲注 2) 172 頁以下。
- 4) 『平成 27 年度文部科学省先導的 University 改革推進委託事業 法科大学院教育における ICT の活用に関する調査研究 委託事業成果報告書』(平成 27 年, 中央大学) 24 頁。この委託事業の実施にあたって組織された企画委員会 (この委員会は中央大学法科大学院, 琉球大学法科大学院, 鹿児島大学法科大学院, 島根大学法科大学院の長で構成されている。) でもオンデマンド方式は回数を限定して認めるべきであるとしている。
- 5) 2017 年度前期の ICT を活用した授業の実践報告は、本誌次号にて行う予定である。

\*本取組は、平成 28 年度中央大学教育力向上推進事業の一部として実施されたことを付記しておく。